

# 提 言 書

長門市行政改革懇話会

平成 22 年 2 月

---

1	はじめに	・・・	1
2	提言書の基本方針及び構成	・・・	1
3	新長門市行政改革大綱策定方針における重点課題	・・・	1
	1 財政健全化に向けた取り組み		
	(1) 歳入の確保	・・・	1
	(2) 歳出の見直し	・・・	2
	(3) 徴収	・・・	3
	2 効率的・効果的な組織体制の整備		
	(1) 組織・機構	・・・	3
	(2) 人事・人材育成・研修	・・・	3
	3 アウトソーシングの推進		
	(1) CATV	・・・	4
	(2) 社会教育・文化施設	・・・	5
	(3) その他の施設	・・・	6
	(4) 市民協働	・・・	6
	4 その他の提言	・・・	6
4	おわりに	・・・	7
5	会議等開催状況	・・・	8
6	長門市行政改革懇話会委員名簿	・・・	9
	長門市行政改革懇話会設置要綱	・・・	10

## 1. はじめに

長門市行政改革懇話会は長門市行政改革懇話会設置要綱に基づき、市町合併後の平成 17 年 6 月に第 1 次懇話会が設置され、翌年 2 月に「新生長門市のあるべき姿」として、財政問題及び目指すべき市職員像について提言があったところです。

提言後の市を取り巻く社会経済状況は、引き続き少子高齢化や人口減少、国・地方を通じた厳しい財政状況、100 年に 1 度と言われるような未曾有の世界的不況など、ますます厳しい環境になっています。

そのような中で、この度、第 2 次懇話会が設置されました。当懇話会では目標を明確にし、より具体的な提言となるよう、限られた時間ではありますが、委員全員で真剣な議論を重ねてきました。行財政改革は、国においても地方においても実際に取り組む場合には、なかなか従前の殻を破れず前に進まないというのが一般市民の見方です。第 1 次懇話会の提言内容も、この 4 年間ではあまり進んでいないという認識から、議論の中では、全職員が第 1 次懇話会の提言書をもう一度読み直し、しっかり自分自身のこととして受けとめるべきであるという意見が多く出されました。

これからの市の将来を考えると、困難な課題であっても一刻も早い取り組みが必要であることは、全委員共通の認識です。市長以下全職員におかれては、この提言を真摯に受けとめられ、「笑顔行き交う未来(ゆめ)のまち」の実現に向けて、さらに奮起されることを切に願います。

## 2. 提言書の基本方針及び構成

提言書の作成に当たっては、市民の目線を基本に、できるだけ具体的な提言をすることを目標に議論を重ねてきましたが、抽象的な提言や委員の意見が分かれたために両論併記になっている事項があります。

また、提言書の構成は、新長門市行政改革大綱策定方針の重点課題を基本テーマとし、各テーマに関連する事項について、最初に議論の経過や出た意見、次に提言を記述しており、終わりには会議の開催状況と委員名簿を資料として添付しています。

## 3. 新長門市行政改革大綱策定方針における重点課題

新長門市行政改革大綱の策定方針では、重点課題として、「1.財政健全化に向けた取り組み」、「2.効率的・効果的な組織体制の整備」、「3.アウトソーシングの推進」の 3 つが挙げられています。懇話会では、これらを基本テーマとして、市民目線で考えられる事項について議論しました。

各テーマにおける議論の経過や出た意見及び提言は、以下のとおりです。

### 1 財政健全化に向けた取り組み

財政健全化に向けた取り組みの議論では、財政健全化の特効薬はなく、長門市内にある経営資源、自然資源、観光資源を掘り起こし、市民と協働して地域経済を活性化することで前進できるのではないかという共通認識が示されたことから、行政へ積極的な取り組みを求めます。

#### (1) 歳入の確保

歳入確保の方策について、自主財源を確保するためには、地域経済活性化による税収増を基本としながらも、それ以外の手段について議論した中で、安易に市債で財源確保ができるという意識は危険であり、まずは借金を無くしていくことが何よりも肝要であるという意見が出されました。

#### 資産の有効活用

廃校等遊休資産の有効活用については、市内だけで考えるのではなく市内外から広くアイデアを募集する方策を試みること。

#### 市民公募債

市の目玉事業にかかる財源確保の一方策として、市民公募債の発行について検討すること。また、その際は市民のみを対象とすることなく、市外在住の本市出身者等も対象に加えること。(財政面からの市民協働的取り組み)

#### まちづくり寄附金

市の目玉事業にかかる財源確保の一方策として、市民向けのふるさと寄附金制度を検討すること。(財政面からの市民協働的取り組み)

## (2) 歳出の見直し

歳出の見直しについての議論では、特に公共事業の見直しについて意見が多く出されました。住民目線からすると、大型公共事業を実施することで、将来的な住民負担の増大が不安視されました。また、行政評価制度が導入されているにもかかわらず、イベントをはじめ市民参加の事業について、効果の検証や課題の整理・改善が十分行われていないのではないかとこの疑念が示されました。

歳出を見直し様々な削減策を講じるに当たっては、市長以下職員、議員、市民が等しく負担を覚悟するべきであるとの意見が出されました。

#### 大型公共事業

ダム建設事業を始めとして、多額の歳出を伴う大型公共事業については、計画時の前提条件を検証し直し、真に必要な事業に絞ること。

#### その他の公共事業

新たな事業計画は、市財政の将来見通しに沿う身の丈に合った計画にするとともに、既に計画されている事業も、必要性について十分な検討をすること。

#### 事業仕分け

事業を計画に挙げる場合や、実際に事業に取り組む場合には、職員のコスト意識だけでは不十分のため、現在国や自治体で行っている事業仕分けの方法等を参考に、民間の意見を聞く制度を導入すること。

#### 職員給与

人件費総額を下げするため、手当の減額等市独自の削減措置を講じ、地域の給与水準と均衡するよう職員給与を適正化すること

#### その他の報酬等

特別職の報酬については市の特別職報酬等審議会において議論される場所であるが、その他の非常勤職員である委員等の報酬及び費用弁償についても、現行水準の見直しに努めること。

### (3) 徴収

主に税の徴収体制について意見が多く出され、現行の徴収対策室の人員配置数と費用対効果についての指摘がありました。

#### 徴収体制

徴収事務については、基本的に賦課している課内職員が一丸となって取り組むとともに、徴収に当たっては、税・料等関係課の連携を密にすること。

## 2 効率的・効果的な組織体制の整備

効率的・効果的な組織体制の整備では、職員数と行政サービスの関係から、アウトソーシングによる大幅な職員数削減を求める意見がある一方で、地域の雇用場としての市役所の位置付けや、市が提供する住民サービスの向上を求める視点から、全体の給与水準を下げることにより、ワークシェアリング的に一定の職員数は確保すべきであるという意見が出されました。

### (1) 組織・機構

市の各部課係等のそれぞれの所管事項について、他の自治体等の先進的な取り組み事例の情報を収集し、本市において調査・研究する必要性が指摘されました。

#### シンクタンク

公・民が共同して、若手職員のアイデアや他の自治体等の先進的な取り組み事例を調査・研究し、実現するための市長直属のシンクタンク機能を持つ組織の設置を検討すること。

#### 組織改編

性急かつ毎年の組織機構の改編、頻繁な部署の名称変更は、住民を混乱・不安にさせるので、市において将来的な組織機構の考え方を市民に示し、ある程度の年数をおきながら改編していくこと。

#### エコ・リサイクルに関する専門部署の設置

地球温暖化防止に向けて、現政権ではCO<sub>2</sub>排出量の25%削減が国際公約となったところである。職員提案では廃食油リサイクル事業のアイデアが出され、市内には地熱利用システムで特許を持つ事業所があり、風力発電施設、太陽光発電設置住宅なども多い。現行の組織体制では、地球温暖化防止に係る事業の育成・支援等が総合的に対応できないことから、エコ・リサイクルに関する専門部署を設置すること。

#### 支所機能の充実

地域住民への行政サービス向上のために、支所機能の充実を図ること。

#### 地域活性化への体制

観光資源、自然資源をはじめとした地域資源を活用し、地域経済が活性化できる体制を構築すること。

### (2) 人事・人材育成・研修

合併後、職員全体にやる気が感じられなくなり、特に若手職員においては意見やアイデアが上まで届かないような状況があり、その傾向が顕著であるとの指摘がありました。職員の意識改革が求められている中で、模範となるべき部課長級をはじめ職員の意識改革が遅れており、第1次

懇話会が出された提言書の「目指すべき市職員像」を、再度読み直す必要があるのではないかと  
いう意見が出されました。

#### 講演会・研修会・イベント等への職員参加

各種講演会や研修会、イベント等に職員は積極的に参加し知識を得るとともに、市民と交流する  
ことで、市民のニーズや考えを把握することに努めること。また、そのように仕向けるための  
積極的な方策を講じること。

#### 異動

通勤手当の削減や地域住民への行政サービス向上の観点から、地元職員を優先的に配置してほ  
しいという要望が出され、特に保育職場においては、子どもを預ける保護者の不安を解消するた  
めにも必要であるという意見が出されたが、一方で地元職員の優先配置は、馴れ合いや遠慮が発  
生し適当ではないという意見も出された。(両論併記)

#### 研修

一般企業の厳しさやサービス精神を学ぶため、職員を民間企業に一定期間派遣する研修制度を  
導入すること。

また、内部研修においても「問題意識を常に持つような職員」、「指示待ちではなく提案できる  
職員」、「縦割りではなく総合的に考える職員」の養成を目指すこと。

#### 人事評価制度

現行の人事評価制度では、上司である個人が部下である個人を評価するという一方的なもので  
客観性を欠いている。客観性向上と職員同士の結束と士気向上のため、個人評価においては上・  
下・横の三方向からの評価とし、また係という一つのチームとしてのチーム評価も加えること。

### 3 アウトソーシングの推進

アウトソーシング全般について、経費の削減は基本的に必要であるが、市民目線で求められている  
のは、住民利便の向上や住民負担の軽減であり、行政における制度的な制約によって、それらが実現  
できない場合にアウトソーシングに取り組むべきであるとの方向が出されました。

また、行政の事務事業をアウトソーシングする場合の受け皿の問題について、受け皿の対象となり  
得る地域団体や、施設の目的・趣旨に関連した活動をしている団体、事業所を行政がきちんと把握す  
ることと、それらを育成することについての必要性を指摘すると同時に、アウトソーシングを市民の  
活力を引き出す手段と位置付けて、特にNPOや市民活動団体を支援・育成する必要性も指摘されま  
した。

なお、現在のアウトソーシング推進計画に掲げられている施設については、年次計画の見直し等再  
度検証を行うとともに、その他の施設についても懇話会での議論を踏まえて、アウトソーシングの可  
否について早急な検討を行い、それぞれ迅速に取り組むことが求められました。

#### (1) CATV

##### 経過

CATVについては、委員の理解を進めるため、特に勉強会として市施設及び山口ケーブルテレ  
ビジョン㈱の視察を行った。委員の考える現在の事業運営において解決すべき課題として、下表  
にある3点が挙げられた。議論の結果、これらを解決するため、アウトソーシングするべきで  
あるという方向が出され、下表のとおり、アウトソーシング6方策について、メリット・デメ

リットを比較検討しながら議論したところである。

課題表

課題	理由(意見)
1.放送の中立性	市直営であるため、市長以下現行の行政に対する批判的な報道ができない。特に、選挙においては現職候補者の放送は通常放送で可能であるが、新人候補者についての放送は皆無である。
2.職員の専門性	市職員の人事異動が一般的に約3年程度で行われるため、番組制作、アナウンス技能、録画・録音等機材使用等、専門性や熟練(習熟)度の向上が不可能であり、人材育成のための研修・学習が常に初歩的なものに留まる。
3.番組の質	課題 1,2 から制作される番組の質と内容の向上に限界があり、市民の求める番組が提供できていない。

アウトソーシング方策表

グループ	営業形態	資産所有	アウトソーシング方策	事務的困難度	財政的負担度	
A	市営	市有	1 職員囑託化	低		
			2 業務委託			
B	民営		3 指定管理者	中		
			4 契約使用貸借(I R U)			
C			民有	5 第3セクター		高
				6 完全民営化		

## 結果

課題の解決及び市の財政上の負担を無くすには、Cグループにおける6完全民営化が最終目標となるが、現時点では、課題解決の必要性、事務的困難度や財政的負担度、各方策におけるメリット・デメリットを総合的に比較検討した結果、当面Bグループの3指定管理者4契約使用貸借の方策を検討し、段階的にアウトソーシングに取り組むことを求める。

なお、検討に当たっては、事務手続、財政的負担をはじめ、市民への影響、CATVの双方向性を利用した健康・医療分野での新サービスの提供、事業者選定など多くの課題があることから、庁内に調査・研究・検討する組織を設置し取り組むこと。

## (2) 社会教育・文化施設

社会教育や文化振興における行政の役割と責任について、施設の運営とは別に重要であるとの意見が出されました。同時に、市民が使いやすくなるような施設運営も求められているとの意見も出されました。アウトソーシングにおいては、これらの課題を解決できる受け皿が必要であるとの認識が示されました。

### 公民館

公民館は地域活動やまちづくりの拠点となっており、民間グループが集い地域の未来に向けて様々な活動を推進していく場でもある。市の施設の中でも、一番地域に密着しているところから、一律にアウトソーシングを進めるのではなく、地域の実情に応じた対応をすること。

また、地域に密着している公民館職場は、若い市職員の育成の場であるということも意識すべ

きである。

#### ラポールゆや

同様の市内文化施設であるルネッサながとでは、指定管理者制度の導入により、経費面では削減でき、事業量においては約 1.5 倍に増加し、市直営時代より管理運営面での改善実績を上げていることから、ラポールゆやにおいても指定管理者制度導入に向けて、早急に検討すること。

なお、施設内に喫茶コーナーなどの公演後の余韻に浸れる場所が必要だとの意見があった。

#### 図書館

指定管理者制度の導入にこだわらず、経費の削減や住民の利便向上の観点から、あらゆるアウトソーシングの方策について早急に検討すること。

### (3) その他の施設

#### 保育園・幼稚園

保育園については、働く保護者を支援するという基本的な目的から、まず開園時間の延長(例えば 6 時から 20 時)や病児保育における保育園と医療機関との連携など、市民の要望に応じた柔軟できめ細かなサービスの必要性が指摘され、これらが現行の市直営保育園で実施不可能ならば、市民負担を抑制しながら、指定管理者制度などのアウトソーシングを検討すること。

宗頭幼稚園のあり方について検討すること。

#### 温泉施設

日置農村活性化交流センターと湯免ふれあいセンターに指定管理者制度を導入する場合は、両施設の条件を統一し、同時にスタートすること。

#### 学校給食センター

学校給食センターは 1 日 1 回の業務のための施設であることから、稼働率は低くならざるを得ず、運営の効率が悪いので、将来的には病院や介護などその他の事業を想定し民営化を検討すること。

### (4) 市民協働

市民協働については、市長から地域審議会に「市民協働と地域の活性化」というテーマで諮問されているところですが、当懇話会においては、市の市民協働に対する方向性や考え方を、市民及び市職員に対して明確に示す必要性について意見が出されました。

#### 「市民協働(活動)推進条例」(仮称)の制定

協働は人的パワーにより進められるものであり、様々な市民の公益的活動に対して行政がどういった対応をするのが問題である。旧来の上意下達的な姿勢でなく、市民の活動の中に入り、自主性を尊重する中で行政が知識や経験を発揮しながら、協働を進める姿勢を明文化した市民協働(活動)推進条例(仮称)を制定すること。

また、市民公益活動団体のネットワークをつくること。

## 4 その他の提言

その他の提言では、行財政改革に関する議論の中で、委員から提案があったものを挙げています。これらは、提案の内容について全委員の議論を経て出されたものではありませんが、それぞれの委員の知識や経験、要望から提案されたものであり、市で検討されることを願います。

#### 地区担当職員制度の創設

各地区の周辺部より通勤する職員 2 人を 2,3 箇所の自治会担当とし、非常時や日常の簡単な手続き、相談等ができる体制ができないか。

#### 公用車カーシェアリング制度の創設

公用車を電気自動車にし、市民と行政がともに使用することで、CO2 排出削減と公用車維持管理経費を軽減できないか。

#### 廃校舎・空き教室等を利用した農業専門学校の創設

廃校舎や空き教室等の施設を利用して、都会の人向けに、地元の農業者・元教師が指導する農業専門学校を創設し、休耕田・畑の活用を図れないか。

#### 総合型地域スポーツクラブの創設

クラブネット大畑を手本に、全市で総合型地域スポーツクラブを創設することで、地域活動の低下を防止し、市民の運動不足解消による医療費削減などできないか。

#### 庁内ネットワークを利用した情報ボックスの創設

庁内の各課で発生する様々な課題を全体で共有することで、アイデア、アドバイスをもらうような情報、課題 BOX を設け、職員相互の仕事の支援と課題の共通認識を図ることができないか。市民に投げかけることも考えられる。

#### エコ推進策

市施設の電球を省エネ型の電球に取り替え、また、蛍光灯には一つずつ紐をつけこまめに消灯することで電気代を節約できないか。

てんぷら油などの廃食油を市内全域で収集し、再利用できないか。

人や環境にやさしい自然エネルギーを利用し、歳入確保につなげることができないか。

## 4. おわりに

第 2 次懇話会では提言書の作成に 6 回の会議開催で延べ 10 時間以上の議論と、勉強会としての視察も行いました。行政が行っている事務事業は非常に幅広く、各委員の行政に対する意見も多岐にわたりました。この提言書は、委員の議論の中でも特に強調された事項について、まとめたものです。

情報化時代では、一般市民でも他の自治体の先進的取り組み事例が様々な手段・場所で見ることができます。もちろん職員におかれても、様々な行政情報に日々触れられていると思いますが、市民が行政に求めているのは、様々な事例を調査・研究する姿勢と長門市に適合した実践的な取り組みです。

この提言書を踏まえて、第 2 次長門市経営改革プランを策定され、実施計画(集中改革プラン)で具体的な取り組み事項が挙げられることと思いますが、既定の枠にとらわれることなく、有効な新しい取り組み事項が考えられれば、積極的に採用していく柔軟性も重要です。

政治情勢や社会経済情勢の変動の波が大きくなっている今日、論語にある「過ちては改むるに憚ることなかれ」の精神で、我々委員も次年度(平成 22 年度)までの任期の中で、提言の進捗状況を注視しながら、引続き議論していきたいと思えます。

## 5. 会議等開催状況

	日 時		内容	事務局以外の出席者
第1回	平成21年8月28日	18時30分から 21時00分	行政改革等に関する状況説明	総務課長 財政課長
勉強会 (任意参加)	平成21年9月28日	13時00分から 18時00分	ほっチャテレビ・山口ケーブルテレビジョン(株)視察	市放送センター長 放送通信係長 山口ケーブルテレビジョン(株) 社長・専務・顧問
第2回	平成21年10月23日	16時30分から 20時30分	市中堅職員との意見交換	人事係長 財政係長 徴収対策室主査 市民活動推進室主査 放送通信係長 生涯学習係長
第3回	平成21年11月27日	18時30分から 20時55分	提言書の内容について (1 財政健全化に向けた取り組み 2 効率的・効果的な組織体制の整備)	
第4回	平成21年12月17日	18時30分から 20時49分	提言書の内容について (3 アウトソーシングの推進 4 その他)	
第5回	平成22年1月22日	18時30分から 21時21分	提言書素案について	
第6回	平成22年2月18日	18時00分から 19時07分	提言書最終案について	

## 6. 長門市行政改革懇話会委員名簿

	氏名	所属	
1	ありま いさお 有馬 勲	元三隅町議員	会長
2	うえやま いくお 植山 幾男	(有)油谷縫製工場代表取締役社長	
3	うえやま ゆみこ 植山 由美子	日置地区主任児童委員	
4	うちやま あきら 内山 啓	長門薬剤師会会長	
5	さいとう ひろとし 齋藤 浩紀	市民公募(元長門市議員)	
6	たけやす よしひろ 武安 義博	(株)長門時事新聞社代表取締役社長	
7	たなか ひろこ 田中 裕子	三隅地区民生委員・児童委員	
8	なかがわ まさお 中川 雅生	元日置町職員	
9	にしじま やすふみ 西嶋 泰史	にしじま家電ネットワーク	
10	むねもと こうじ 宗本 浩二	旧合併協議会委員	
11	むらた おさむ 村田 修	元油谷町監査委員	副会長
12	わかつき よしお 若月 功夫	市民公募(一級建築士)	

並びは50音順です。

所属は公職を優先しています。

# 長門市行政改革懇話会設置要綱

平成 17 年 6 月 1 日

要綱第66号

(改正 平成20年 3 月31日要綱第12号)

(改正 平成21年 6 月 1 日要綱第12号)

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した効率的な市政の実現に関し、幅広く意見を求めるため、長門市行政改革懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行政改革大綱の策定又は見直しに関し、意見を述べること。

(2) 行政改革の進捗状況について報告を受け、これに対する意見を述べること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者及び公募による者の中から選考し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、企画政策課行政改革推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年要綱第 12 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年要綱第 12 号)

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。